
プロジェクト 税効果会計
項目 第 58 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 58 回税効果会計専門委員会（2018 年 7 月 19 日開催）で聞かれた主な意見をまとめたものである。

今後の検討の進め方に関する意見

2. 論点 4 及び論点 12 については、様々な論点を検討してきた結果、重要な論点が最後に残ったと理解しており、検討を進めるべきと考える。また、財務諸表の有用性及び国際的な会計基準との整合性という観点からも、検討に値するテーマであると考ええる。

その他の論点に関する検討に対して聞かれた意見

（論点 5：在外子会社等への投資のヘッジに係る税効果）

3. 事務局より、在外子会社等への投資のヘッジに係る税効果について説明したところ、次の意見が聞かれた。
 - (1) 在外子会社等に対する持分への投資をヘッジ対象としたヘッジ手段から生じた為替換算差額について為替換算調整勘定に含めて処理しない方法による場合、個別財務諸表と連結財務諸表で繰延税金資産の認識が整合しない点について、平仄を合わせることを検討してはどうかという当初の問題意識に対して、事務局の分析が対応していないのではないか。
 - (2) 在外子会社等に対する持分への投資をヘッジ対象としたヘッジ手段から生じた為替換算差額について為替換算調整勘定に含めて処理し、税効果控除後の換算差額をもって為替換算調整勘定をヘッジする方法を採用している場合に、個別財務諸表上で繰延税金資産が計上されていれば、連結財務諸表上も無条件で計上が認められると考えてよいかどうかについても、検討して頂きたい。

(論点4：その他の包括利益に対する課税)

4. 事務局より、その他の包括利益に対する課税について説明したところ、次の意見が聞かれた。

現時点で検討すべきとの意見

- (1) 本論点は税金費用に関して提供する情報についての基本的な考え方に関わる論点であり、検討に値する重要な論点であると考ええる。
- (2) 本論点に該当するケースは実務でもそれなりに見受けられ、金額的な重要性もあると考えられるため、考え方を整理しておく必要があると考ええる。
- (3) 投資をしている在外子会社の持分に対してヘッジ会計を適用しているが、法人税法上は当該ヘッジ会計が認められず課税されるケースは、グループ内の組織再編で見られる事例であり、取引の発生自体は稀であるとしても、金額的には重要である場合もあるため、検討に値するテーマであると考ええる。
- (4) 連結納税開始又は連結子法人の連結納税への加入に伴う時価評価については、発生が稀なケースであり、財務諸表利用者としては、財務諸表作成者からの追加的な説明があればどちらの考え方でも問題はないと考えるが、金額的な影響も大きく、議論を進めることがよいと考える。

現時点で検討する必要性はないとの意見

- (5) 我が国では確定決算主義を採っており、課税が会計に先行する事例は稀であると考えられるため、現時点で検討を行う程の論点ではないと考える。

今後の税法の改正により追加的な検討が必要になる可能性も考えられる。従って、仮に検討を行う場合には、検討する範囲を明確にする必要があると考える。また、その他包括利益に対する課税以外にも課税が会計より先行する事例はあるため、仮に検討を行う場合には、より広範な検討が必要になる可能性もある。

- (6) 今後、仮に金融商品に関する会計基準が改正される場合には、課税が先行するケースが増加する可能性がある。その際に本論点に関して影響を受ける企業が増加することになれば、その際に改めて検討することも考えられる。

現時点で検討するか否かは開示の充実を踏まえて検討すべきとの意見

- (7) 企業会計基準第 28 号『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』により開示の充実がなされ、定量的な情報及び定性的な情報の開示が増えたことも踏まえて検討を進めることがよいのではないかと考える。

(論点 12 : 100%子会社間での子会社株式等の売買に係る税効果)

5. 事務局より、100%子会社間での子会社株式等の売買に係る税効果について説明したところ、次の意見が聞かれた。

仮に検討する場合、優先順位を考えるべきとの意見

- (1) 財務諸表の有用性という観点から検討に値する論点と考えるが、現行の取扱いを変更する場合、議論に時間を要することが想定されるため、税効果会計以外の領域も含めた全体での優先順位を検討する余地はあるのではないかと考える。
- (2) 現行の取扱いを変更することで関連する領域（例えば連結納税制度や共通支配下の取引）における会計処理との整合性も検討する必要があるとあり、検討に相当のコストがかかると考えられる。また、今後税制改正がなされる場合、再度検討する必要性が生じる可能性もある。したがって、検討を行うことについては慎重に判断すべきと考える。また、税効果会計以外の領域も含めた全体での優先順位も考慮すべきと考える。

現時点で見直しを行うべきではないとの意見

- (3) グループ法人税制と連結納税制度は納税主体が異なるという意味で別であるため、両者を同一の会計処理とすべきでないとする。また、仮にこれらを同様に取扱うとすると、税法の改正により他にも類似の論点が生じる場合に、その都度会計処理の考え方を見直す状況となることに繋がり望ましくないと考える。

以上